

第2回新総合事業説明会(訪問介護事業所向け) 質問と回答

	質問	回答
訪問型サービス類型について		
1	要支援者の訪問介護はこの3パターン(P3~5)に変わっていくのか	そのとおりです
2	3パターンのサービスの今後の経過としては、現行相当は縮小され、サービスA、Bの占める割合が大きくなるのか	要支援者のサービスは、今後より住民主体のサービスに移行が必要な事から、訪問型サービスBが大半をしめるようにしていきたいと考えています
3	ケースがどのサービスを受けるかというふり分けは認定審査会でされるのか	市の判断によって、どのサービスが適当かを決めていく事になるが、流れとしては更新を迎える3か月前に、担当ケアマネと包括と合同でケアマネジメントし、利用者に説明していく事になります
訪問型サービスAについて		
4	P3訪問型サービスAの従事者の「一定の研修」とは何を指すか	訪問型サービスAの新たな担い手を希望する対象者については、来年度以降実施する「生活支援サポーター養成講座」(仮称)の受講に加えて、訪問型サービスAの就労に際して必要な内容について、市で1日研修を実施することを計画しております。内容、時期等詳細が決まりましたら、各訪問介護事業所様にご案内する予定です。
5	現在の要支援のサービスは時間設定はないがサービスAについて「1回45~60分程度」とあるのはどのような意図か 60分までという時間制限があるという事か	1回あたりのサービスの目安の時間として設定する予定でしたが、再検討し、時間の設定はいたしません。現行同様、「介護予防計画において設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を訪問型サービス計画に位置付けること」とします。
訪問型サービスBについて		
6	P5にある「生活支援サポーター」の養成は何時間程度か	半日の5日間シリーズの予定です あくまでも有償ボランティアとして活動いただくための研修となります
7	ボランティアの事故の保障はどうなるか	ファミリー・サポート・センター補償保険(介護)に加入する予定です。
8	P3訪問型サービスBの内容に「外出時の付き添い」とあるが、現在透析の方の付き添いを行っている。そのような方は今後Bになるのか	「透析だからサービスB」という訳ではなく、個々のケースの状況によってどのサービスを利用いただくのが適当かという判断でサービス類型を決めることとなります

人員基準について		
9	障害のサービスと総合事業のサービスの両方を利用する場合のサービス担当責任者の根拠となる人数のカウントはどうか	現行どおり実人数での計算になるかと思えます。 なお、説明資料P6にありますように、総合事業の利用者も人数に含めていただくこととなります。
単価について		
10	現行相当サービス、サービスAにおいて、週1回程度の方が、月5回利用された場合、1回単位×5回という計算ではなく、P2の月4回超の月単位になるということか	そのとおりです
その他		
11	P2の「通いの場」とは何のことか	住民主体で行う「いきいき百歳体操」のことです。これは総合事業の「一般介護予防事業」の取り組みとして展開しているもので、「歩いて行ける距離にある通いの場」として今後、要支援の方の通所型サービスの大半を占めていくよう、戦略的に展開する予定です。平成30年度までに市内に100か所のグループの立ち上げを目指します。
12	障害サービスから総合事業に移行された場合、毎日サービスが必要なケースで、総合事業の限度を超えたら障害のサービスを利用することになるのか	新しい総合事業についても介護保険サービスであることから、「総合事業優先」の取り扱いとなり、お尋ねの内容については、現行の考え方(平成19年3月28日付障企発第0328002号障障発第0328002号「障害者理自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」)に準じた対応となる予定です。